

誓 約 書

年 月 日

橋本市消防本部
消防長 様

住 所

TEL ()

氏 名 ⑩

1. 消防用水利施設の
所 在 地
2. 占 用 面 積
3. 構 造 等

上記の防火水槽は、（都市計画法第33条、橋本市開発事業指導要綱第23条）の協議により設置したもので下記事項を遵守し管理することを誓約致します。

記

1. 防火水槽は永久に維持管理します。ただし、やむを得ない事由により撤去等を行う時は、所有者等の責任において代替施設を設置します。
2. 撤去等を行う時は、あらかじめ当該防火水槽の所在地を管轄する消防署と協議します。
3. 防火水槽の維持管理に必要な費用については、一切を負担致します。
4. 防火水槽の敷地等を第三者に譲渡し、または所有権の移転を行う場合は本誓約事項を条件にして譲渡又は所有権の移転を行います。
5. 防火水槽は常時使用可能な状態にしておきます。
6. 防火水槽の維持管理の欠陥により第三者に損害を与えた場合は、所有者において一切の責任をとります。